

事例番号:380049

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第二部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 28 週 5 日 切迫早産のため入院

#### 3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

#### 4) 分娩経過

妊娠 29 週 1 日

5:00 陣痛開始

10:00 骨盤位、既往帝王切開後妊娠の適応で帝王切開により児娩出、骨盤位

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で急性絨毛膜羊膜炎の所見

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:29 週 1 日

(2) 出生時体重:1100g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.37、BE -4.2mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 4 点、生後 5 分 7 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 早産児、極低出生体重児

(7) 頭部画像所見:

生後 65 日 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症の所見

## 6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 3 名、小児科医 3 名、麻酔科医 1 名、研修医 1 名

看護スタッフ: 助産師 2 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、出生までのどこかで生じた胎児の脳の虚血（血流量の減少）により脳室周囲白質軟化症（PVL）を発症したことであると考える。
- (2) 胎児の脳の虚血（血流量の減少）の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。
- (3) 子宮内感染が PVL の発症に関与した可能性がある。
- (4) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考えられる。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価（2020 年 4 月改定の表現を使用）

### 1) 妊娠経過

- (1) 妊娠中の管理（妊婦健診、早産既往および子宮奇形のため早産ハイリスクとして管理）は一般的である。
- (2) 妊娠 28 週 5 日、切迫早産のため入院としたこと、および入院中の管理（超音波断層法実施、膣分泌物培養検査、血液検査、分娩監視装置装着）は、いずれも一般的である。
- (3) 子宮収縮に対してニフェジピン徐放錠を投与したことは、選択肢のひとつである。
- (4) 妊娠 29 週 0 日 23 時 25 分の出血時の対応について、診療録には帯下に赤色出血混入少量で医師へ報告の上、経過観察としたとされているが、「家族からみた経過」では出血がかなり増えており今までで一番多い、とされている。この点については、出血量についての詳細は不明であり、評価できない。

## 2) 分娩経過

- (1) 妊娠 29 週 1 日、分娩進行を認め、ベクタゾロン酸エステルトリウムを投与したこと、および骨盤位、既往帝王切開後妊娠の適応で帝王切開を実施したことは、いずれも一般的である。
- (2) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (3) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

## 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)は一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

子宮収縮抑制目的でのニフェジピン徐放錠の使用については、説明と同意を得て、診療録にその内容を記載することが望まれる。

【解説】ニフェジピン内服開始時の説明・同意について行われたかどうかが不明である(「原因分析に係る質問事項および回答書」による)。切迫早産に対しては、本邦では適用外使用となるため、その利益と危険について十分説明したうえで同意を得て、その内容を診療録に記載することが望まれる。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

診療録の記載と家族からみた経過に一致しない点が散見されるため、医療スタッフは、状況や治療方針について十分に説明を行い、妊産婦や家族が十分に理解されているか確認することが望まれる。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

- ア. 早産児の PVL 発症の病態生理、予防に関して、更なる研究の推進が望まれる。
- イ. 絨毛膜羊膜炎および胎児の感染症や高サイトカイン血症は脳性麻痺発症に関係すると考えられているが、そのメカニズムは実証されておらず、絨毛膜羊膜炎の診断法、治療法はいまだ確立されていない。これらに関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して  
なし。